巻上げ機特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の巻上げ機特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項、安全 衛生特別教育規程第14条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

巻上げ機特別教育講座

学科教育

科目	時間
巻上げ機に関する知識	3.0 時間
巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	2.0 時間
関係法令	1.0 時間

合計 6.0 時間

実技教育※

科目	時間
巻上げ機の運転	3.0 時間
荷掛け及び合図	1.0 時間

合計 4.0 時間

※事業者にて実施

令和6年2月1日 一般社団法人建設業教育協会 代表者 石原 鉄郎

